

平成21年 第13回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成21年 7月23日（木）午前9時30分

場 所：教育委員会室

平成21年7月23日

東京都教育委員会第13回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第51号議案 東京都立学校長の任命について

第52号議案 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

2 協 議 事 項

(1) 平成22年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書の採択について

(2) 平成22年度使用都立特別支援学校の小学部及び中学部用教科書の採択について

3 報 告 事 項

(1) 東京都教育委員会と5女子大学共同教職大学院との連携について

(2) 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

委員長	木村 孟
委員	内館 牧子 (欠席)
委員	高坂 節三
委員	竹花 豊
委員	瀬古 利彦 (欠席)
委員	大原 正行

事務局（説明員）	教育長（再掲）	大原 正行
	次長	松田 芳和
	理事	岩佐 哲男
	都立学校教育部長	森口 純
	地域教育支援部長	松山 英幸
	指導部長	高野 敬三
	人事部長	直原 裕
	福利厚生部長	谷島 明彦
	教職員服務・特命担当部長	岡崎 義隆
	教育政策担当参事	中島 毅
	特別支援教育推進担当参事	前田 哲
	人事企画担当参事	高畑 崇久
（書記）	教育政策室政策担当課長	黒田 浩利

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから、平成21年第13回定例会を開会いたします。

本日は、内館委員及び瀬古委員から御都合により御欠席との届出をいただいております。

取材・傍聴関係でございます。報道関係は、TBSほか10社、合計11社から、個人は、20名からの取材・傍聴の申込みがございました。また、冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。

許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——許可いたします。それでは入室していただいでください。

会 議 録 署 名 人

【委員長】 本日の会議録署名人は、高坂委員にお願いいたします。

前々回の会議録

【委員長】 6月25日開催の前々回の第11回定例会の会議録につきましては、先日お配りして御覧いただいたと存じます。よろしければ、この場で御承認を賜りたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、第11回定例会の会議録については御承認いただいたということにさせていただきます。

前回7月9日開催の第12回定例会の会議録を机上に配布してございますので、次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認を賜りたいと存じます。よろしくお願いたします。

非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題等のうち、第51号議案、第52号議案及び報告事項（2）は人事等に関する案件でございますので非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、そのよう

に取り扱わせていただきます。

協 議

(1) 平成22年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書の採択について

(2) 平成22年度使用都立特別支援学校の小学部及び中学部用教科書の採択について

【委員長】 協議事項(1)平成22年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書の採択について及び協議事項(2)平成22年度使用都立特別支援学校の小学部及び中学部用教科書の採択について、説明を、指導部長、よろしく願いいたします。

【指導部長】 協議事項(1)平成22年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書の採択について御説明いたします。

都立白鷗高等学校附属中学校外9校の都立中学校及び都立中等教育学校の前期課程において、平成22年度に使用いたします教科書の採択について、東京都教科用図書選定審議会の答申に基づき協議をお願いするものでございます。

初めに、協議資料(1)の1を御覧ください。7月10日に開催された第3回教科用図書選定審議会における答申について御説明いたします。

東京都教科用図書選定審議会答申では、平成22年度使用教科書採択（案）については適切である旨の答申をいただいております。

「平成22年度使用教科書採択（案）」を御覧ください。本採択（案）は、平成21年3月26日の教育委員会の決定に基づき諮問したもので、平成22年度に都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校の小学部・中学部において使用する教科書の採択（案）としてこれが適切であり、本採択（案）及び調査研究資料等を採択に当たっての資料とし、東京都教育委員会の責任と権限において、適正な採択を行うこととの内容の答申いただいております。

協議資料(1)を御覧ください。

「2 文部科学省検定済教科書の採択について」でございます。

今年度は中学校用教科書につきまして、4年に1度の採択替えの年となりますので、新規に採択する学校以外、つまり、都立白鷗高等学校附属中学校、都立小石川中等教育学校（前期課程）、都立両国高等学校附属中学校及び都立桜修館中等教育学校（前期課程）の4校が全教科（種目）を、都立立川国際中等教育学校（前期課程）及び都立武蔵高等学校附属中学校につきましては、社会（公民的分野）以外の教科（種目）の教科書について、採択替えを行うこととなります。

次に、今回新規に採択する必要があるものとしたしましては、都立立川国際中等教育学校（前期課程）及び都立武蔵高等学校附属中学校において平成22年度から第3学年が使用する社会（公民的分野）の教科書、並びに平成22年度に開校いたします都立富士高等学校附属中学校、都立大泉高等学校附属中学校、都立南多摩中等教育学校（前期課程）及び都立三鷹中等教育学校（前期課程）において使用する社会（公民的分野）以外の教科（種目）の教科書がございます。

ただ今の説明をわかりやすく表にまとめたものがございますので、「参考資料」を御覧ください。

先ほど説明した採択替えに当たる部分が、白い枠のところでございます。そして、新規採択に当たる部分が、太い実線の枠で囲っている網かけの部分でございます。

ここで、今年度の採択の特徴となる点について御説明いたします。

同一教科書を採択する期間は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、いわゆる無償措置法第14条及び同法施行令第14条に基づき、通常4年間は同一教科書を採択することとなっております。しかし、今回は平成24年度に新しい中学校学習指導要領が全面実施されることから、例外的に平成22年度から平成23年度までの2年間の使用となります。

また、昨年度行われた中学校の教科書検定において、社会（歴史的分野）1点のみが検定申請を行い、合格となっております。「参考資料」では、採択替えの中で、二重線の枠で囲んだところが新たに発行される教科書の部分でございます。つまり、今回採択替えの対象となる教科書のうち新たに発行されるものはこの1点だけで、その

ほかにつきましては、現在各学校で使用している教科書と同じものが引き続き発行されることになっております。

なお、現在使用している教科書につきましては、学校から特に支障があるなどの意見はございませんでした。

6月11日の定例教育委員会で報告いたしました新規採択のある学校の教科書調査研究資料につきましては、過去に作成した資料を活用し、新たに検定合格した教科書について1点の調査内容を加えるとともに、各学校の特色にも配慮して作成しております。

本日は、6月11日に報告したもの以外で採択替えとなる学校について、6点の資料を配布しております。

これまでにお配りしたすべての調査研究資料に基づいて作成いたしました「教科書採択資料」についても、資料として添付しております。都立白鷗高等学校附属中学校から新設される学校まで合計10校分ございますが、参考資料として御活用いただければと存じます。

協議事項(1)についての説明は以上でございます。

続きまして、協議事項(2)平成22年度使用都立特別支援学校の小学部及び中学部用教科書の採択について御説明いたします。協議資料(2)を御覧ください。

都立特別支援学校の小学部及び中学部において、平成22年度に使用する教科書の採択について、東京都教科用図書選定審議会の答申に基づき協議をお願いするものでございます。

東京都教科用図書選定審議会答申については、先ほど御説明させていただきましたように、都立特別支援学校の小学部及び中学部の平成22年度使用教科書採択案についても適切である旨の答申を得ております。

「2 文部科学省検定済教科書の採択について」でございます。

小学部用教科書については、平成21年度使用教科書において採択替えを行いましたので、平成22年度使用教科書においては、同一の教科書を2年間採択することとなっております。

中学部用教科書については、4年に1度の採択替えの年となりますので、都立中学

校等と同様に採択替えの対象となります。

参考資料で言いますと、空白の白い部分については採択替え、そして二重線の枠で囲っている部分については、新たに発行される検定済教科書が1点ございますので、先ほどの都立中学校等と同じように選定をしていかなければなりません。

今回の採択替えに関する特徴といたしましては、先ほどの都立中学校等と同様でございますが、採択替えの対象となる教科書は、検定を経て新たに発行される社会（歴史的分野）1冊を除いて、現在使用している教科書と同一のものとなります。この中学部の教科書については、5つの障害種別ごとに御審議をお願いいたします。

なお、視覚障害特別支援学校については、全盲の生徒と弱視の生徒と一緒に学習することから、点字教科書が出版されている教科（種目）は、点字教科書の原典となっている教科書を採択する必要があります。

次に、「3 文部科学省著作教科書について」でございます。この教科書は、障害のある児童・生徒が学習内容をより理解できるよう、障害の種別に応じて作成されたもので、文部科学省が作成した平成22年度使用の「特別支援学校用（小・中学部）教科書目録」に記載されているすべての教科書を案としております。

先ほど御説明いたしました答申に添付しております「平成22年度使用教科書採択（案）」を御覧ください。9ページから16ページまでに「（案）の2」として、この目録に記載されたすべての教科書を示しております。

続きまして、「4 学校教育法附則第9条の規定による教科書（一般図書）の採択について」でございます。「平成22年度使用教科書採択（案）」の17ページから46ページまでに示しております。この教科書は、視覚障害のある児童・生徒が使用する点字版、拡大版教科書、また、児童・生徒の障害の程度により、文部科学省検定済教科書や文部科学省著作教科書の使用が適切でない場合に教科書として使用する絵本等の市販図書でございます。この附則第9条図書につきましては、毎年度採択替えができることとなっております。

都立中学校等と同様、6月11日の教育委員会でも御報告いたしましたが、過去の採択替えの際に作成いたしました調査研究資料を活用し、新たに検定合格した教科書についての調査内容を加える形で、調査研究資料を作成しております。この調査研究資

料に基づいて作成いたしました「教科書採択資料」についても資料として添付しておりますので、参考資料として御活用いただければと存じます。

協議事項(2)についての説明は以上でございます。

教科書採択に関連いたしまして、東京都教育委員会への請願等の状況について、御説明いたします。

「請願要旨」を御覧ください。

東京都教育委員会への請願でございます。都立中高一貫教育校及び特別支援学校の教科書採択について、扶桑社の歴史教科書及び公民教科書等を採択しないこと、採択に当たっては当該校の職員等の意見に基づいて採択すること等を求める請願が7件、また、自由社の歴史教科書を採択することを求める請願が1件提出されております。本日、請願をこちらに持ってまいりました。また、同様の趣旨で、様々な団体から要請、意見等を56件受け付けております。

説明は以上でございます。

【委員長】 ただいまの都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部）用教科書の採択についての御説明について、何か御質問等ございますか。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——請願につきましては、事務局において適切に対応していただくようお願いいたします。

協議に移る前に、今後の協議の進め方についてお諮りしたいと存じます。教科書採択は教育委員会の権限と責任において行うものであり、非常に重要な案件でございます。各委員の皆様には、教科用図書選定審議会から答申のありました教科書調査研究資料をはじめ、採択に関連する資料が事務局から事前に送付されております。また、教科書につきましても、各委員の御希望のものが送付されております。委員の皆様には、こうした資料等について内容を充分御検討いただいていると判断致します。

こうした準備を重ねてきたところでございますが、本日は残念ながら、内館、瀬古の2名の委員がやむを得ない理由で欠席をされておりました、出席委員は合計4名となっております。委員長の私としては、教科書採択という極めて重要な決定は、可能な限り多くの委員、できれば全員が出席の上で実行することが望ましいと考えますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——

それでは、ただいま私が申し上げたことについて、御了承いただいたという趣旨を踏まえて、改めて事務局で日程調整をしていただき、全員が出席できる日を選んでいただきたいと思います。お忙しい方も多いと思いますが、8月に適当な日を設定していただき、そこで採択を行いたいと思います。よろしく願いいたします。

【高坂委員】 もちろんお二人ともよく御存知だとは思いますが、本日の件を事前に直接、お二人にも御説明していただき、その上で、6人全員で採択を行えるようにしていただければと思います。

【委員長】 高坂委員の御発言のとおり、6月には研究資料、教科書等がお二人とも手元に届いていると思いますが、本日の協議の内容をきちんとお伝えいただき、日程調整をお願いしたいと思います。よろしく願いします。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、そういうことにさせていただきます。

報 告

(1) 東京都教育委員会と5女子大学共同教職大学院との連携について

【委員長】 報告事項(1) 東京都教育委員会と5女子大学共同教職大学院との連携について、説明を、指導部長、お願いいたします。

【指導部長】 報告事項(1) 東京都教育委員会と5女子大学共同教職大学院との連携について報告をさせていただきます。

本件につきましては、7月9日の教育委員会定例会において報告させていただいたところでございますが、7月21日付けで5女子大学学長から、文部科学省への設置認可の申請を取り下げた旨連絡がございました。これまで東京都教育委員会は、この5女子大学共同教職大学院との連携の可否について検討してまいりましたが、同大学院が申請を取り下げたため、検討を中止することとしました。

なお、7月9日の教育委員会定例会において、委員の皆様からいただいた御指摘、御意見につきましては、更に検討を重ねまして、今後の施策に活かしてまいりたいと思います。

本日、この5女子大学共同教職大学院が白紙になったという新聞記事が出ておりましたが、記事等によれば経歴詐称ということが記載されており、そのことが申請を取り下げた原因となっていると判断しております。

説明は以上でございます。

【委員長】 ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見ございますか。

【竹花委員】 前回の教育委員会において、この問題に関していろいろ御意見を申し上げましたが、やや言葉足らずのところもありましたので、改めて簡潔に申し上げます。

これまでの教職大学院における取組については、東京都教育委員会としても関心を持って調査をするなどの対応をしてきたわけでございますけれども、この教職大学院といったものが、今後、東京都の教育行政において大きな価値を持つように更に工夫をしていただくように、関係部署に対して強く要請をお願いしたいと思います。

1つは、この教職大学院における教育の内容が、この教職大学院でなければ学べないことを学び、現場に戻った際に教員や保護者から、非常に幅広い知識あるいは深い知識を持った教員として迎えられるような内容に是非とも更に改善をするようにお願いしたいと思います。現状の教職大学院の教育が、現場で即戦力となるという側面も決して無駄ではないのですが、現場における能力の向上といったものにやや重点が置かれ過ぎて、教職の現場ではわからないような様々な知識、能力という点についてはやや欠けている側面があるのではないかと感じます。もちろん、深く学んでいただくことも大切ですが、やはり広く学んでもらうということについて、もう少し工夫が必要ではないかと思えます。

広くというのは、1つは、学校現場や教育行政の中だけの話ではなく、やはり社会全体が教育という問題に期待しているものについても十分に目を向けられるような、社会全体の中で子供たちを育てていく営みの中での学校の役割が考えられることが必要だということです。

もう1つは、先生方にグローバルな観点を持った教員になってもらいたいということです。そうした広い視野を持った先生方を育成するために、ストレートマスターは2年間の課程を履修するということですが、期間を短くしていただくということが大

切だと思えます。それは、現職で1年間派遣されている方についても同じことが言えますが、学校現場にいるのと同様な勉強をしても、1年という長い期間は無駄だと思います。何か現場ではできない経験ができ、新たな知見を身に付けて現場に戻ることができるような内容にさせていただくようお願いしたいと思います。そうでなければ、教職大学院を存続する意味はないのではないかと思いますので、よくお願い申し上げます。

【高坂委員】 教職大学院と大学の教育学部は別立てになっています。これが、いい面もあるのかもしれませんが、そうでなくても教育行政や教育全体を勉強している大学の先生というのは、そう多くないと思うのです。ですから、教職大学院と大学の教育学部が別々の方が本当に効果があるのか、人事交流するのか、あるいは教育学部の中に教職大学院を位置付けるのか検討をしていただきたいと思います。今度の昭和女子大の経歴詐称という不祥事は、教員が足りないため、人数を確保しようとして、十分チェックもせずに地方から出てきた人をメンバーに入れたら、その人が虚偽の申請をしていたという話です。絶対量が不足しているにもかかわらず、焦って実施しようとするとうような問題が起こるのではないのでしょうか。まだ新聞で報道された程度で、真相は私も存じあげませんが、教育委員会としても調べて、言うべきことは言うということ一度検討していただけないでしょうか。

【指導部長】 前回も御報告申し上げましたが、東京都と連携する教職大学院に対しましては、東京都教育委員会から、学校における実習カリキュラムという共通カリキュラムの冊子を示し、これをきちんと位置付けるとしております。東京都教育委員会が連携の可否について判断するときには、このカリキュラムがきちんと位置付けられているかどうか、ねらいがきちんと東京都教育委員会が求めるものと一致しているかどうか、この共通カリキュラムがきちんと3割程度は入っているかどうか等について調べております。ただ今、高坂委員及び竹花委員から御指摘のあった大学に求める内容につきましても、検討する時期を迎えております。新学習指導要領が実施されますので、鋭意この検討はきちんと進めて、これをきちんと位置付けるようにと改めて東京都教育委員会としても行っていきたいと思えます。

全国的に26の教職大学院が県教育委員会ないし市教育委員会と連携しております

が、共通カリキュラムを示して、これを位置付けるように言っているのは、東京都以外にございません。したがって、連携を希望する教職大学院でもかなりハードルが高いわけですが、私どもが求める教員像を改定する中で示していきたいと考えてございます。

【委員長】 竹花委員の御指摘の点ですが、中教審では、教職大学院は専門職大学院として位置付けた上で、従来の教育学部の修士課程とどう違うのか、それをどう変えるべきかといったことを随分議論してきました。中教審では、ほとんどこれまでやったことのない試みですが、竹花委員の御指摘のような御意見がかなり出ましたので、コアカリキュラムを示すこともやっております。私は直接にはこの部会に所属しておりませんが、大学分科会で報告を聞いてコメントしたことがあります。相当検討はされたのですが、御指摘のような懸念はありますね。

法科大学院をつくる時も同じような問題がありました。法科大学院は国家試験という非常に大きな目標がありますので、世の中に対して発信をしたことが比較的良く受けとめられています。あえて良いとか悪いとかいうことは申し上げませんが、ある程度理解されております。しかし、教職大学院については、教育学部の修士課程とどう違うのかという点が、世の中に余り理解されていないという点は確かにあると思います。

専門職大学院の一つとして、MOT（マネジメント・オブ・テクノロジー）を専門に行っているところがあります。数はそう多くないのですが、やはり悩んでおられます。工学研究科の修士課程に経営学専攻があり、そことMOTがどう違うのかということです。いずれにしても、少し時間を置かないと、はっきりした違いは出てこないのではないかと思います。同時に、竹花委員及び高坂委員からもお話がありましたが、東京都はエンプロイヤーとして、こういうふうにして欲しいというメッセージを教職大学院に対して積極的に出していくことが必要なのではないかと思います。

いずれにしても、従来の修士課程は、必ずしも現場に良い教員を出していくという仕組みになっているとは言いがたいと思います。そういう意味で言うと、専門職大学院をつくったことは一歩前進ではないかと思います。ただし、それをどうしていくかは今後の問題で、それに対してやはり我々が様々なことについて要求していくことが

必要ではないかと思えます。特に東京都のポテンシャルは非常に大きいですから、その役割は重要ではないかと思えます。

ということで、是非今後ともいろいろな要求をしていきたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

【指導部長】 補足となりますが、今後とも成果検証を行い、御報告させていただきたいと思えます。「十年後の東京」への実行プログラム、あるいは東京都教育ビジョンにもございますように、この制度を活用してきちんと新人教員を育成していきたいと思っておりますので、それも推進していきたいと思えます。ただ今いただいた御意見を踏まえまして、更に改善をしてみたいと思えます。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見はございませんか。——〈異議なし〉——それでは、本件につきましては報告として承ったということにさせていただきます。

参 考 日 程

(1) 定例教育委員会の開催

8月27日(木) 午前10時 教育委員会室

9月10日(木) 午前10時 教育委員会室

(2) 1都9県教育委員会委員長協議会

9月3日(木)及び4日(金) ホテル横浜ガーデン

【委員長】 それでは、政策担当課長、今後の日程についてよろしくお願ひします。

【政策担当課長】 今後の日程について御案内申し上げます。次回定例教育委員会は8月13日木曜日に予定しておりますが、現在、議題、報告事項はない見込みでございます。次々回は8月27日木曜日、その次の回は9月10日木曜日となります。いずれも午前10時から、場所は教育委員会室を予定してございます。

また、1都9県教育委員会委員長協議会が9月3日及び4日に横浜市で開催される

予定でございます。木村委員長に御出席をお願いします。

日程につきましては以上でございます。

【高坂委員】 臨時会の日程調整をよろしくお願ひいたします。

【委員長】 ただいま御説明ありましたとおり、8月13日は現在のところ議題等はないとのことですので、8月13日の教育委員会は開催しないということに決定したいと思いますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、ただ今、高坂委員からお話のありました点につきましては、一刻も早く調整をお願いします。

日程以外の発言

【委員長】 ほかに何かございせんか。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——

それでは、ただいまから、非公開の審議に入ります。

(午前10時16分)